

令和7年度「和歌山県環境ポータルサイト」拡張等業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度「和歌山県環境ポータルサイト」拡張等業務

2 業務の目的

「和歌山県環境基本計画」に掲げる持続可能な社会の実現という目標を達成するためには、県民の環境への理解促進と行動変容が一層重要になってくる。そこで環境に関する基礎知識や県の環境施策を紹介する「環境ポータルサイト」を令和6年度に作成した。

今年度はその作成した「脱炭素」に関するページに加え、環境の各分野（「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」）における取組を県民により理解してもらうため、情報を一元化して、見やすいよう設計したページを作成する。

3 委託業務の内容

受注者は、次の業務を行うこと。

なお、発注者の内部調整の結果を受け、内容に修正が必要となる場合は、それに対応すること。

（１）環境ポータルサイトの新規ページの作成

県民に脱炭素の取組への関心を高めてもらうため、「和歌山県環境基本計画」や、発注者の取組を分かりやすく紹介するウェブサイトを作成する。

ア 環境ポータルサイトの新規作成に求めること

- ① 発注者の環境に関する情報を一元化し、県民・事業者が見やすく、かつ簡単に情報を把握できるようなウェブページとすること。
- ② 特に打ち出したい施策を、時宜に合ったタイミングで分かりやすく提供できるようなウェブページとすること。
- ③ トップページ等のデザインおよびシステムについては、画面構成を大きく変えずに内容を拡張すること。
- ④ 現行の「和歌山県環境ポータルサイト」に掲載されているサイトイメージキャラクター「だったん」については、今年度も引き続きイメージキャ

ラクターとして採用すること。「だったん」の新たなイラストが必要な場合、著作権を有する者との調整は全て受注者が行うこととし、その費用も調達に含むこと。

イ 環境ポータルサイトの内容

受注者は現在の和歌山県の以下のホームページ

(自然環境課 URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/index.html>)

(循環型社会推進課 URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html>)

(環境管理課 URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/index.html>)

にある情報をふまえて作成すること。

ウェブページを作成する際には総ページ数は70ページ程度を予定とし、発注者と協議を行い決定すること。

加えて、以下の内容に留意すること。

- ① ウェブページの構成は、別紙コンテンツ構成例を参考として作成することとし、詳細は、発注者との協議により決定すること。
- ② ウェブページ上には、県の各事業の概要をまとめたページを作成し、既存の県の各事業に関するページへのリンクを発注者が貼り付けることが可能な状態で納品すること。
- ③ ウェブページのレイアウトは、現在公開している和歌山県環境ポータルサイト
(URL： <https://wakayama-kankyo-portal.com/>)
を参考に作成すること。
- ④ タブレット及びスマートフォン端末に対応できるマルチデバイス対応のウェブページとすること。
- ⑤ サイト上の内容変更について、発注者側で対応ができるようにするとともに、発注者用のサイト運営マニュアルを作成すること。

ウ 制作にあたっての要件

ウェブページの制作にあたっては以下を要件とすること。

- ① レンタルサーバ及びドメインは既存のものを利用すること。必要となる費用は全て調達に含むこと。次年度以降も同じドメインを使用し

てレンタルサーバの契約が結べること。

- ② キーワード検索の際に上位に表示されるようSEO対策（検索エンジン最適化）を施すこと（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと）。
- ③ サイトのアクセス分析を行うための仕組みを提供すること。なお、使用するアカウントは県に帰属するものとする。
- ④ 専門的な知識や操作技術がなくても、CMSにより新たなページ作成や更新、修正作業等が容易に行えるようにすること。なお、現行のページはWordPressを用いて作成しているため、原則WordPressを用いること。WordPress以外のCMSを用いる場合は、現行のページも編集できる形式のCMSとすること。

エ システムに関する要件

システム・セキュリティについての要件は以下のとおりとすること。

- ① サイトで提供する情報は、インターネットで高速かつ安定した提供を可能とすること。
- ② 利用者の閲覧ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari等の最新版に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む各媒体での閲覧が最適化されていること。これらに対して必要とされる動作確認を実施すること。
- ③ 高齢者及び障害者への配慮（アクセシビリティJISX8341-3:2016の準拠、ユニバーサルデザインへの配慮等）がされていること。
- ④ メンテナンス時間を除き24時間365日稼働すること。また障害が発生した際には県と協議の上、迅速な対応を進めること。
- ⑤ ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- ⑥ 次年度以降、サイトの運用は和歌山県が行うため、職員による新着情報の更新など運用管理は標準ブラウザのみで実施できることとし、特別なプラグインやソフトウェア等をインストールする必要がないものとする。
- ⑦ 以下のセキュリティ要件を満たしていること。

- ・ ホームページ公開後の管理者画面には特定のIPアドレスのみがアクセスできるように対策を講じること。
 - ・ 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。
 - ・ セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は速やかに県に報告し、対策を講じること。
 - ・ サイト全体を常時SSL化すること。
- ⑧ 県が提示するガイドラインを遵守すること。
- ⑨ 印刷した際、A4サイズに収まること。
- ⑩ コンテンツを閲覧する際、別に必要とする特別なプラグインやソフトウェア等をインストールする必要があるものとする。ただし、当該プラグインやソフトウェアが無料ダウンロードできる場合はこの限りではない。
- ⑪ 別添【「安全確保の措置」に係る遵守事項】に定める各事項を満たすこと。

オ 運用マニュアルの整備

制作したサイトの修正作業等を専門的な知識や操作技術がなくても行うことができるように運用マニュアルを制作すること。

（２）保守管理業務等

構築するサイトの本格稼働後、令和８年３月３１日まで、システム障害発生時における迅速な復旧作業のフォローアップを実施すること。

４ 納入について

（１）納入期限

- ①WEB 構築期限 令和８年３月１３日
- ②保守管理業務 WEB サイト公開日から令和８年３月３１日

（２）納入品

- ・ ソフトウェア・ライセンス一式

電子媒体 1 式

- ・ 報告書（会議録、設計書、操作説明書、保証書、実績報告書等）

紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

（実績報告書については、作業項目単位で実績工数を記載したもの）

- ・ 運用マニュアル

紙媒体（簡易製本（A4 版、カラー））2 部、電子媒体 1 部

（3）納入場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1－1

和歌山県脱炭素政策課 担当 前橋

TEL 073-441-2670 FAX 073-433-3590

5 その他

- （1）業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県脱炭素政策課と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- （2）この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県脱炭素政策課と協議のうえ決定すること。
- （3）本事業により収集した個人情報、施錠可能なロッカー内等で厳重に保管すること。また、本事業により収集した個人情報をパソコン内等で管理する場合は、本事業従事者以外は閲覧できないように、閲覧者限定のロックをかけて管理すること。
- （4）本事業により収集した個人情報は、事業終了後に実績報告書とともに県に提出すること。また、本事業により収集した受託団体所有の個人情報やデータ等は、別に定める「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」に準じ、全て削除、消滅、破棄等をし、再利用等できない状態にした上で、代表取締役名で削除証明書を提出すること。
- （5）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- （6）受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、県に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

- (7) 県が上記(6)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (8) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (9) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。